

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
訓 令	
○未帰還職員給与支給規程を廃止する訓令..... (人事課)	103
告 示	
○一般競争入札の実施..... (総合企画部総務課)	104
○恵山道立自然公園に関する公園事業の一部決定..... (自然環境課)	105
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	105
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	105
○生活保護法による介護機関の指定..... (保護課)	106
○生活保護法による指定介護機関等の変更(廃止)の届出..... (保護課)	107
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	107
○一般競争入札の実施..... (観光振興課)	109
○土地改良法による道営換地処分(2件)..... (農地調整課)	110
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	110
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課)	110
○道路の区域の決定..... (道路整備課)	110
○道路の区域の変更(2件)..... (道路整備課)	111
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	113
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	113
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	113
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	114
○一般競争入札の実施..... (出納局総務課)	114
○一般競争入札の資格に関する公示..... (出納局物品管理課)	115
○一般競争入札の実施..... (出納局物品管理課)	116
○特定調達契約に係る入札の公告..... (出納局物品管理課)	117
公 表	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	118
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	118
札幌医科大学告示	

○特定調達契約に係る入札の公告.....	119
道札幌土木現業所告示	
○一般競争入札の実施(2件).....	120
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	123
道立江差病院告示	
○一般競争入札の実施.....	124
○一般競争入札の資格に関する公示.....	125
○一般競争入札の実施.....	126
道立釧路病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	127
○一般競争入札の実施.....	128
○一般競争入札の資格に関する公示.....	129
○一般競争入札の実施.....	130
道立紋別病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	131
○一般競争入札の実施.....	132
○特定調達契約に係る入札の公告.....	133
道立農業大学校告示	
○一般競争入札の実施.....	134
道教育庁渡島教育局告示	
○一般競争入札の実施(4件).....	135
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	140
○一般競争入札の実施.....	140
道警察本部告示	
○一般競争入札の実施に関する公告.....	141

訓 令
北海道訓令第2号
庁 中 一 般 部 局
未帰還職員給与支給規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成15年2月14日

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変更しました。

北海道知事 堀 達 也

未帰還職員給与支給規程を廃止する訓令
未帰還職員給与支給規程（昭和24年北海道訓令第25号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成15年2月14日から施行する。

告 示**北海道告示第190号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

パーソナルコンピュータ	84台
ソフトウェア（一太郎ほか）	84組
ウイルスバスタークライアントライセンス	9ライセンス

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。**(3) 納 入 期 日 平成15年3月28日****(4) 納 入 場 所 別途指示する場所****2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。**(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。****(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。****(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。****3 契約条項を示す場所**

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課

4 入札執行の場所及び日時**(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道赤れんが庁舎2階4号会議室****(2) 入 札 日 時 平成15年2月25日（火）午前10時****(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。****(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。****5 入 札 保 証 金****(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。****(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。****6 入札説明書の交付に関する事項****(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目**

北海道総合企画部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。**7 郵便等による入札**

郵便又は電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年2月24日**(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目**

北海道総合企画部総務課

11 そ の 他**(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。****(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い**

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 113

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第191号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、恵山道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び渡島支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成15年 2 月14日

北海道知事 堀 達 也

集団施設地区

名 称 施設の種 類 位 置
水 無 温 泉 園 地 榎 法 華 村

北海道告示第192号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年 2 月14日

北海道知事 堀 達 也

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配 給 会 社	指定の範囲	指 定 の 理 由
映画	ノーパン秘書 悶絶社長室	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成
同	ブリー	アミューズピクチャーズ		
同	豊満美女 したくて堪らない！	新東宝映画		

を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第193号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 2 月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|------------------|--|
| 1(1) 申請のあった年月日 | 平成15年 1 月24日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 森林遊びサポートセンター |
| (3) 代 表 者 の 氏 名 | 小林 文男 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市南区藤野 4 条 2 丁目 5 番32号 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、地域の人々と森林を守り育てる活動や自然ふれあいを通じて、森林を支えていくことで自然環境の保全を図るという市民意識の高揚を図ることを目的とする。 |
| 2(1) 申請のあった年月日 | 平成15年 1 月27日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 深川市手をつなぐ育成会 |
| (3) 代 表 者 の 氏 名 | 瀧谷 武雄 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 深川市関西町 2 丁目 7 番15号 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、心身障がい者（児）の豊かな人間形成と地域社会における自立生活のためのさまざまな支援を行うと共に、社会的環境改善のため、障がい者（児）への理解を求める啓蒙・啓発活動を通じて福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 3(1) 申請のあった年月日 | 平成15年 1 月27日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 北海道デフプロジェクト |
| (3) 代 表 者 の 氏 名 | 鎌田 高昭 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市白石区本通 9 丁目北 4 - 41 三営ビル203号室 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、手話を使っろう者の文化（ろう文化）の啓蒙・普及と聴覚障害者の社会参加の促進を目指し、技能及び教養の習得事業や互いの理解を深める |

情報交換・交流の活動を通して福祉の増進、人権擁護、社会教育の推進に寄与することを目的とする。		名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
4(1) 申請のあった年月日	平成15年1月29日	ヘルパーステーション「あかね」	訪問介護	函館市松陰町27番14号	平成14.12. 1
(2) 特定非営利活動法人の名称	大樹職親会	アイリスケアセンター 苫小牧	同	苫小牧市木場町2丁目21番15号2F	同 14. 3. 1
(3) 代表者の氏名	播間 裕之	アイリスケアセンター 苫小牧	居宅介護支援	苫小牧市木場町2丁目21番15号2F	同
(4) 主たる事務所の所在地	広尾郡大樹町字下大樹209番地6	アイリスケアセンター 帯広	訪問介護	帯広市西22条南3丁目33番1	同 12. 4. 1
(5) 定款に記載された目的	この法人は、地域、家族及び関係団体と連携して、心身障害者・高齢者等の社会的自立を図るため、その就職対策と定着を推進するとともに、心身障害者等の豊かな人間形成のための支援、理解、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。	アイリスケアセンター 帯広	通所介護	帯広市西22条南3丁目33番1	同
5(1) 申請のあった年月日	平成15年1月31日	訪問看護ステーションかいせい	訪問看護	帯広市西23条南3丁目21番地1 コウキビル1F	同 13. 4. 1
(2) 特定非営利活動法人の名称	北海道クレジットカウンセリングサービス	医療法人社団一視同仁会札幌・すがた医院	同	小樽市緑2丁目1番8号	同 14.12. 1
(3) 代表者の氏名	山本 一浩	医療法人社団一視同仁会札幌・すがた医院	訪問リハビリテーション	同	同
(4) 主たる事務所の所在地	函館市本町4番16号	医療法人社団一視同仁会札幌・すがた医院	居宅療養管理指導	同	同
(5) 定款に記載された目的	この法人は、多重債務者等の生活困窮者に対して、消費者保護の立場から公正・中立なカウンセリング等を行い、その結果から経済的生活再建のために必要な生活設計プランの作成及び適切な債務整理案の立案並びにこれらを実施するための支援を行うとともに金銭管理に関する消費者教育及びクレジットの健全な利用に関する啓発事業を行い、もって多重債務者等、生活困窮者の自主的生活再建と多重債務の再発防止を図ること及び金銭的生活破綻者の発生を未然に防止することにより、健全な社会発展と市民生活の安定と保護に寄与することを目的とする。	医療法人社団一視同仁会札幌・すがた医院 アイケアきりん	通所リハビリテーション	同	同
		荻野病院 同	訪問看護 居宅療養管理指導	留萌市大町3丁目28番地1 同	同 15. 1. 1 同
		医療法人函館循環器科内科病院介護支援ステーション	訪問看護	函館市花園町24番5号	同 12. 7. 1
		医療法人函館循環器科内科病院介護支援ステーション	居宅療養管理指導	同	同
		勤医協くろまつない訪問看護ステーション	訪問看護	黒松内町字黒松内311番地13	同 12.11. 1
		勤医協黒松内居宅介護支援事業所	居宅介護支援	黒松内町字黒松内311番地13	同
		J A北海道厚生連鶴川厚生病院	訪問リハビリテーション	鶴川町美幸町1丁目86番地	同 14.12. 1

北海道告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

ＪＡ北海道厚生連鶴川 厚生病院	短期入所療養 介護	鶴川町美幸町１丁目86番地	平成13. 9. 1	訪問看護ステーション かいせい	訪問看護	帯広市西23条南２丁 目16 - 27	平成13. 3.31	廃止
保 浦 内 科 医 院	居宅療養管理 指導	函館市松風町20番13号	同 14.11. 1	札 樽 ・ す が た 医 院	訪問看護 訪問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導	小樽市緑２丁目１ - ８	同 14.11.30	同
デイサービスセンター 元気の里おびひろ	通所介護	帯広市西23条南１丁目131 番地90	同 14.12. 9	荻 野 病 院	訪問看護 居宅療養管理 指導	留萌市大町３丁目28 番地 1	同 14.12.31	同
グループホーム元気の 里おびひろ	痴呆対応型共 同生活介護	帯広市西23条南１丁目131 番地90	同 14.12. 1	勤医協くろまつない訪 問看護ステーション	訪問看護	黒松内町字黒松内 310番地	同 12.10.31	同
グループホームタンポ ポ	痴呆対応型共 同生活介護	室蘭市石川町202番地 1 号	同 14.10.17	勤医協黒松内居宅介護 支援事業所	居宅介護支援	黒松内町字黒松内 310番地	同	
グループホームマミー ハウス幸	痴呆対応型共 同生活介護	小樽市幸３丁目34番 1 号	同 15. 1. 1	ホームヘルプサービス チューリップ	訪問介護	函館市石川町147番 地 9	同 13.11. 1	同
有限会社クラインベル ク介護支援事業所ハー モニー	居宅介護支援	北見市桜町 2 丁目76番地	同 14.12.21	訪問看護事業所訪問看 護ステーション野ばら	同	函館市石川町147番 地 9	同	
株式会社コムスンおお あさケアセンター	同	江別市大麻96 - 1 クレシ ュルソレイユ103号	同 15. 1. 1	なかみち薬局	居宅療養管理 指導	函館市中道 1 丁目25 番26号	同 14.12.31	同
居宅介護支援事業所ば けっと	同	森町字御幸町144番地	同					
道 央 佐 藤 病 院	介護療養型医 療施設	苫小牧市字樽前234番地	同 14.12. 1					
医療法人社団江仁会岩 見沢江仁会病院	介護療養型医 療施設	岩見沢市志文町297番地13	同					

北海道告示第196号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年 6 月16日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年 2 月14日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛
 - 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
 - 吉口 晴一
 - 河東郡音更町木野大通西14丁目 1 番地

北海道告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成15年 2 月14日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
アイリスケアセンター 苫小牧	訪問介護 居宅介護支援	苫小牧市錦町 1 - 1 - 1 日本生命ビル	平成14. 2.28 廃止
アイリスケアセンター 帯広	居宅介護支援		同 12.4.1 変更・所在地
	変更前	帯広市西 4 条南 9 丁目 1 番地 4	
	変更後	帯広市西22条南 3 丁目33番 1	

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

音更木野大通西14丁目複合店舗

河東郡音更町木野大通西14丁目1 - 1 ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社田守フード	午前10時	午後9時30分
株式会社マックハウス	午前10時	午後8時 (年31日午後9時)
株式会社フィッシュランド	午前10時 (年27日24時間営業)	午後8時 (年27日24時間営業)
株式会社サンクル	午前10時	午後8時
株式会社サッポロドラッグ ストアー	午前10時	午後8時 (年60日午後9時)
株式会社メガネトップ	午前10時	午後7時30分
吉 口 晴 一	午前6時	午後11時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社田守フード	午前10時	午後9時30分
株式会社マックハウス	午前10時	午後8時 (年60日午後9時)
株式会社フィッシュランド	午前10時	午後8時
株式会社サンクル	午前10時	午前0時
株式会社サッポロドラッグ ストアー	午前10時	午後9時
株式会社メガネトップ	午前10時	午後7時30分
吉 口 晴 一	午前6時	午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前)

午前6時から午後11時30分まで（ただし、年27日24時間）

(変更後)

午前6時から午前0時30分まで

(4) 変更する年月日

平成15年2月10日

(5) 次に掲げるもののうち、上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社田守フード	河東郡音更町中鈴蘭南5 丁目8番地の10	代表取締役 田守 一枝
株式会社マックハウス	東京都杉並区高円寺南3 丁目3番1号	代表取締役 栗原 勝利
株式会社フィッシュランド	札幌市中央区南3条東4 丁目1番20号	代表取締役 佐藤 隆士
株式会社サンクル	札幌市厚別区大谷地東2 - 1 - 7	代表取締役 清水 孝浩
株式会社サッポロドラッグ ストアー	札幌市北区太平3条1丁 目2番18号	代表取締役 富山 睦浩
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市伝馬町8番 地6	代表取締役 富澤 昌三
吉 口 晴 一	河東郡音更町木野大通西 14丁目1番地	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,493m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

153台

(イ) 駐輪場の収容台数

36台 (ウ) 荷さばき施設の面積 168㎡ (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 29㎡ エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (ア) 駐車場の自動車の出入口の数 5箇所 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後8時まで 2 届出年月日 平成15年2月3日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道十勝支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成15年2月14日（金）から6月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで	(4) 納入場所 北海道本庁舎塔屋 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。 ア 申請の時期 平成15年2月14日（金）から21日（金）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光振興課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光振興課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室 (2) 入札日時 平成15年2月28日（金）午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め										
北海道告示第197号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年2月14日 北海道知事 堀 達也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 <table> <tr> <td>ア WWW及びDBサーバ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>イ 地図サーバ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ウ ディスプレイ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エ 切換器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>オ UPS</td> <td>2台</td> </tr> </table> (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納入期限 平成15年3月14日（金）	ア WWW及びDBサーバ	1台	イ 地図サーバ	1台	ウ ディスプレイ	1台	エ 切換器	1台	オ UPS	2台	
ア WWW及びDBサーバ	1台										
イ 地図サーバ	1台										
ウ ディスプレイ	1台										
エ 切換器	1台										
オ UPS	2台										

るところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光振興課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道経済部観光振興課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 563

- (4) 詳細は、入札説明書による。

- (5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、比布町比布西地区の換地処分をした。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町成和地区の換地処分をした。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年2月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

共 和 西 部 土地改良総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、北海道後志支庁
暗きよ、客土）

京 極 北 部 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗 同
きよ、区画整理、土層改良）

北海道告示第201号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の 種 類	患畜・疑似 患 畜 の 別	発生 頭数	発生 の 場 所	発生 年 月 日
伝達性海綿状脳症	牛	疑 似 患 畜	27	川上郡標茶町	平成15. 2. 4

北海道告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
2 路 線 名 平取静内線
3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間	道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。	
沙流郡平取町字貫気別80番1地先から 沙流郡平取町字貫気別133番6地先まで		17.00mから 28.50mまで	357.00m	—		その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	平成15年2月14日
北海道告示第203号						北海道知事 堀 達 也	

1	道路の種類		道道											
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所													
	路	線	名	区	間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延	長	国道等との重複区間	縦	覧	場	所
	赤	平	奈	井	江	線	赤平市字赤平692番1地先から 赤平市字赤平692番1地先まで	前	17.50 mから 66.50 mまで	607.00 m	――		北海道札幌土木現業所	
							後	17.50 mから 66.50 mまで	607.00 m	――				
							後	28.49 mから 90.00 mまで	657.40 m	――				
	芦	別	砂	川	線	空知郡上砂川町字鶉24番1地先から 砂川市北吉野町403番1地先まで	前	24.50 mから 56.00 mまで	405.87 m	――		同		
							前	24.00 mから 35.00 mまで	413.87 m	――				
							後	24.00 mから 35.00 mまで	413.87 m	――				
	夕	張	岩	見	沢	線	空知郡栗沢町字西万字2番地先から 空知郡栗沢町字西万字2番地先まで	前	24.04 mから 41.25 mまで	39.39 m	――		同	
							後	30.19 mから 92.39 mまで	39.39 m	――				
							空知郡栗沢町万字二見町1番地先から 空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで	前	26.20 mから 53.93 mまで	54.04 m	――			
							後	26.20 mから 56.62 mまで	54.04 m	――				
	恵	庭	栗	山	線	恵庭市住吉町90番地先から 恵庭市相生町161番1地先まで	前	20.00 mから 28.96 mまで	445.89 m	――		同		
							後	20.00 mから 34.36 mまで	445.89 m	――				
	白	老	大	滝	線	白老郡白老町高砂町3丁目436番57地先（一般国道36号交点）から 白老郡白老町本町3丁目447番2地先まで	前	24.80 mから 58.00 mまで	700.00 m	一般国道36号における27.00 mの間		北海道室蘭土木現業所		

土 別 滝 ノ 上 線	白老郡白老町字石山39番10地先から 白老郡白老町本町3丁目447番2地先まで	前	25.00mから 38.60mまで	3,058.94m	—	
	白老郡白老町高砂町3丁目436番57地先（一般国道36号交点）から 白老郡白老町本町3丁目447番2地先まで	後	24.80mから 58.00mまで	700.00m	一般国道36号におけ る27.00mの間	
	白老郡白老町字石山19番1地先（一般国道36号交点）から 白老郡白老町本町3丁目447番2地先まで	後	15.00mから 77.00mまで	3,565.88m	一般国道36号におけ る17.00mの間	
	上川郡朝日町字上似峡国有林上川北部森林管理署73林班ゆ小班地先 から上川郡朝日町字上似峡国有林上川北部森林管理署73林班き小班 地先まで	前	24.66mから 79.60mまで	546.00m	—	北海道旭川土木現業所
上 川 停 車 場 線	上川郡上川町中央町52番地先から 上川郡上川町栄町79番6地先まで 上川郡上川町中央町9番地先から 上川郡上川町川端町38番11地先まで	後	26.03mから 79.60mまで	546.00m	—	
		前	14.71mから 34.00mまで	1,264.07m	一般国道39号におけ る11.57mの間	同
知 床 公 園 線	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別450番1地先から 斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別450番1地先まで	後	9.30mから 16.90mまで	1,155.99m	一般国道39号におけ る11.00mの間	
		前	21.80mから 30.91mまで	387.00m	—	北海道網走土木現業所
北 見 美 幌 線	北見市桜町1丁目44番5地先から 北見市桜町1丁目43番6地先まで 北見市桜町1丁目44番5地先から 北見市桜町1丁目30番1地先まで	後	29.80mから 155.50mまで	314.68m	—	
		前	20.00mから 23.00mまで	64.80m	—	同
豊 似 広 尾 線	広尾郡広尾町字カシュウナイ212番12地先から 広尾郡広尾町字カシュウナイ212番12地先まで	後	20.00mから 38.00mまで	64.80m	—	
		前	10.28mから 12.28mまで	120.00m	—	北海道帯広土木現業所
上 札 内 帯 広 線	帯広市豊西町西3線8番1地先から 帯広市豊西町西3線4番1地先まで	後	10.28mから 24.05mまで	120.00m	—	
		前	12.60mから 20.40mまで	446.72m	—	同
		前	16.00mから 16.80mまで	438.32m	—	
		後	16.00mから 16.80mまで	438.32m	—	

北海道告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦

覧に供する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 静内中札内線 3 道路の区域 区間変更前後の別敷地の幅員延長国道等との重複区間 静内郡静内町字高見国有林日高南部森林管理署164林班は小班から静内郡静内町字高見国有林日高南部森林管理署164林班ぬ小班まで 前23.50mから53.90mまで0.470km―― 後16.75mから54.90mまで0.470km――						北海道告示第205号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年2月14日 北海道知事堀達也			
1 道路の種類 道道 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線名区間変更前後の別敷地の幅員延長国道等との重複区間縦覧場所 野深萩伏停車場線浦河郡浦河町字野深288番9地先から浦河郡浦河町字野深288番11地先まで前12.43mから17.33mまで370.00m――北海道室蘭土木現業所 後12.88mから18.79mまで370.00m―― 釧路鶴居弟子屈線川上郡弟子屈町桜丘3丁目79番1地先から川上郡弟子屈町桜丘3丁目79番1地先まで前16.00mから22.00mまで70.12m――北海道釧路土木現業所 後16.00mから22.00mまで70.12m―― 上音標音標線枝幸郡枝幸町音標1546番1地先から枝幸郡枝幸町音標1543番4地先まで前22.00mから28.00mまで200.00m――北海道稚内土木現業所 後22.00mから31.50mまで200.00m――									
北海道告示第206号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成15年2月14日 北海道知事堀達也 南茅部町大船1その2急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号とを結んだ線並びに標柱6号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域						郡市町字地番標柱番号 茅部郡南茅部町大船495番11、2 同同同494番13 同同同494番44 同同同154番25 同同同492番16 同同同172番7 同同同187番18			
						北海道告示第207号			

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 施行者の名称 | 旭川市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 旭川圏都市計画道路事業（3・5・46号 東神楽線） |
| (3) 事業施行期間 | 平成8年8月13日から平成17年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 変更なし |
| 2(1) 施行者の名称 | 七飯町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 函館圏都市計画道路事業（3・4・408号 七飯駅前通、3・3・19号 放射1号線及び3・4・405号 高台通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年8月4日から平成15年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 変更なし |
| 3(1) 施行者の名称 | 七飯町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 函館圏都市計画道路事業（3・4・405号 高台通及び3・4・409号 本町中央通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年8月4日から平成15年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 変更なし |

北海道告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1(1) 施行者の名称 | 浜頓別町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 浜頓別都市計画公園事業 4・4・1号 浜頓別アメニティ公園 |
| (3) 事業の施行期間 | 平成7年4月7日から平成20年3月31日まで |
| (4) 事業地 | |

ア 収用の部分

平成12年北海道告示第586号の事業地に中央北を加える。

イ 使用の部分

変更なし

2(1) 施行者の名称

帯広市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

帯広圏都市計画公園事業 5・7・4号 帯広の森

(3) 事業の施行期間

昭和49年2月26日から平成20年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収用の部分

昭和49年北海道告示第468号の事業地のうち、帯広市西25条南5丁目、西25条南6丁目、西24条南4丁目、西24条南5丁目、西24条南6丁目、西23条南5丁目、西22条南5丁目、西21条南5丁目、西21条南6丁目、西20条南6丁目、南町、空港南町及び河西郡芽室町北伏古地内において事業地を変更する。

イ 使用の部分

変更なし

3(1) 施行者の名称

帯広市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

帯広圏都市計画公園事業 5・6・1号 緑ヶ丘公園

(3) 事業の施行期間

平成元年4月6日から平成20年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

北海道告示第209号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末 17台

北海道行政情報コミュニケーションシステムで使用するソフトウェア 17組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年3月28日（金）

(4) 納入場所 北海道出納局

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室 (2) 入 札 日 時 平成15年2月27日(木)午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年2月25日 午後5時 (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局総務課	11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道出納局総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 216 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第210号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月14日 北海道知事 堀 達 也 1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月14日に一般競争入札の公告を行う北海道庁託送業務 (2) 資 格 北海道庁託送業務の資格(以下「資格」という。) (3) 特定役務の種類 北海道庁託送業務 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。
---	---

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。
- (6) 平成15年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。
- (8) 航空便の取扱いができること。
- (9) 道内（離島を除く。）については、運送業務の全部又は大部分を直接行うことが可能であること。
- (10) 業務に見合う人員（2人以上）を常駐させることができること。
また、繁忙期には、それに見合う人員を配置することができること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年2月21日から3月10日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道出納局物品管理課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第211号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

- ア 調達をする役務の名称 北海道庁託送業務 各単位当たりの単価
- イ 数量 調達予定数量 梱包 5,024個
個建て運送 22,163個

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道告示第210号に規定する北海道庁託送業務の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎1階出納局入札室
(2) 入札日時 平成15年3月24日 午後1時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法
すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道出納局物品管理課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 289

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第212号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月14日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

- (ア) P P C用紙A4再生上質紙 1箱当たりの単価
(イ) P P C用紙A3再生上質紙 1枚当たりの単価

イ 数量 調達予定数量

- (ア) P P C用紙A4再生上質紙 25,000箱
(イ) P P C用紙A3再生上質紙 3,750,000枚

- (2) 調達をする物品等の仕様書等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日から
(4) 納入場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎等

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室

(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道出納局物品管理課) (2) 入 札 日 時 平成15年3月28日 午後2時（郵送による場合は、平成15年3月27日 午後5時必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であり、各品目毎に、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 入札参加の区分 (1) A 4 及び A 3 の入札参加 (2) A 4 のみの入札参加 (3) A 3 のみの入札参加 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年3月26日 正午（郵送による場合は、平成15年3月25日午後5時必着） (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を	加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 郵送により入札をした者は、再度入札に参加することができない。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道出納局物品管理課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288 (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (7) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (8) この入札の執行は、公開する。 (9) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A . Nature and quantity of the products to be purchased : Plain paper (recycled paper) A4 (210mm × 297mm) approximately 25,000 boxes and A3 (297mm × 420mm)approximately 3,750,000 sheets of paper B . Bid tendering date and time : 2:00 P.M.,March 27,2003 C . Contact : Procurement Management Division, Treasury Bureau,Hokkaido Government Nishi 6-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 32-288												
公 表													
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成15年2月14日 北海道知事 堀 達 也 北海道科学技術賞 <table><tr><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td><td>功 績 の 内 容</td></tr><tr><td>札幌市西区</td><td>青木由直</td><td>科学技術功労</td></tr><tr><td>同</td><td>市川勝</td><td>同</td></tr><tr><td>旭川市</td><td>塩野寛</td><td>同</td></tr></table>		市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容	札幌市西区	青木由直	科学技術功労	同	市川勝	同	旭川市	塩野寛	同
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容											
札幌市西区	青木由直	科学技術功労											
同	市川勝	同											
旭川市	塩野寛	同											
支 庁 告 示													

北海道十勝支庁告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年2月14日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

ホイールローダ 2台

2 落札を決定した日

平成15年1月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 コマツ道東株式会社

(2) 住 所 北海道帯広市西24条北1丁目3番4号

4 落札金額

15,750,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道十勝支庁告示第26号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月14日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 重油JIS1種2号1ℓ当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 1,657,000ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 硫黄分1.0%以下のもの

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 札幌医科大学

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日から平成15年3月6日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟5階大会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課）

(2) 入 札 日 時 平成15年3月26日 午前10時（郵送による場合は、平成15年3月25日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : A unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No.2, approximately 1,657,000 liter

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 26, 2003

C . Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University, Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan
Phone : 011-611-2111 Ext. 2254

道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示

北海道札幌土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア	北海道札幌土木現業所庁舎清掃業務	一式
イ	同	事業課庁舎清掃業務 一式
ウ	同	千歳出張所庁舎清掃業務 一式
エ	同	岩見沢出張所庁舎清掃業務 一式
オ	同	滝川出張所庁舎清掃業務 一式
カ	同	深川出張所庁舎清掃業務 一式
キ	同	当別出張所庁舎清掃業務 一式
ク	同	長沼出張所庁舎清掃業務 一式
ケ	同	美唄総合ダム事務所庁舎清掃業務 一式
コ	同	当別ダム建設事務所庁舎清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所

ア	札幌市中央区南11条西16丁目	北海道札幌土木現業所庁舎
イ	札幌市西区西野3条1丁目	同 事業課庁舎
ウ	北海道千歳市桂木6丁目	同 千歳出張所庁舎
エ	北海道岩見沢市上幌向1条2丁目	同 岩見沢出張所庁舎
オ	北海道滝川市流通団地3丁目	同 滝川出張所庁舎
カ	北海道深川市錦町北4番	同 深川出張所庁舎
キ	北海道石狩郡当別町栄町192番地	同 当別出張所庁舎
ク	北海道夕張郡長沼町錦町北1丁目	同 長沼出張所庁舎
ケ	北海道美唄市西4条南1丁目	同 美唄総合ダム事務所庁舎
コ	北海道石狩郡当別町栄町192番地	同 当別ダム建設事務所庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の

資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時15人以上雇用していること。 (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年2月14日（金）から28日（金）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階第1・2会議室 (2) 入札日時 平成15年3月17日（月）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。	8 郵便による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011 - 561 - 0201 内線 208 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) 最低制限価格 設定している。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道札幌土木現業所告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年2月14日 北海道札幌土木現業所長 佐藤 功 1 入札に付する事項
---	--

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道札幌土木現業所庁舎警備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時15人以上雇用していること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日（金）から28日（金）まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所3階第1・2会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月17日（月）午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

- （以下「消費税」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないもののした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011 - 561 - 0201 内線 208

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) 最低制限価格 設定している。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	
道 立 衛 生 研 究 所 告 示	
北海道立衛生研究所告示第 1 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年 2 月14日 北海道立衛生研究所長 田 村 正 秀 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 重油（J I S 1 種 1 号）1 ℓ 当たりの単価 イ 数 量 調達予定数量 1,195,560 ℓ (2) 調達をする物品等の仕様等 硫黄分0.5%以下のもの (3) 契 約 期 間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道立衛生研究所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第 1 項に定める石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年 2 月14日（金）から 3 月 7 日（金）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければなら	なければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟講堂 （郵送による場合は、郵便番号 060 - 0819 北海道立衛生研究所企画総務部総務課） (2) 入 札 日 時 平成15年 3 月27日（木）午前11時（郵送による場合は、平成15年 3 月26日（水）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1 リットル当たりの単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011 - 747 - 2709

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : A unit price per liter of Fuel oil,
JIS class 1 No.1, approximately 1,195,560 ℓ
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 27, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than March 26, 2003)
- C . Contact : General Affairs Division , Department of General Affairs and Planning,
Hokkaido Institute of Public Health. Nishi 12-chome Kita 19-jo, Kita-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-0819 Japan
Phone : 011-747-2709

道 立 江 差 病 院 告 示

北海道立江差病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年2月14日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立江差病院庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の
資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時40名以上雇用していること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規程による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日から24日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庶務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課庶務係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院
2階研修室（郵送による場合は、郵便番号 043 - 0022 北海道立江差病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年3月7日 午前10時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 8 電子入札の可否 否 9 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 10 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。 11 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 12 契約書作成の要否 要 13 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日 時 平成15年2月28日 午前10時 イ 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院2階研修室 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道立江差病院庶務課 イ 所 在 地 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395 - 2 - 0036 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道立江差病院告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月14日 北海道立江差病院長 鈴木 隆 1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において北海道立江差病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月14日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託契約 (2) 資 格 北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備、事務当直及び電話交換事業を営んでいること。 (5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40名以上雇用していること。 (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資格要件の特例
--	---

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年2月14日から24日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立江差病院庶務課
イ 提出先の所在地 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立江差病院告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替及び電話交換業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立江差病院告示第2号に規定する北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課庶務係

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院2階 研修室（郵送による場合は、郵便番号 043 - 0022 北海道立江差病院庶務課）
- (2) 入札日時 平成15年3月7日 午前11時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。 10 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 11 契約書作成の要否 要 12 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立江差病院庶務課 イ 所 在 地 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395 - 2 - 0036 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	道 立 釧 路 病 院 告 示 北海道立釧路病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月14日 北海道立釧路病院長 山 口 保 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において北海道立釧路病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月14日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託契約 (2) 資 格 北海道立釧路病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立釧路病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備、事務当直及び電話交換事業を営んでいること。 (5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時30名以上雇用していること。 (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に
---	--

規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年2月14日から24日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立釧路病院庶務課

イ 提出先の所在地 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

平成15年2月14日

北海道立釧路病院長 山口 保

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立釧路病院庁舎警備、事務当直代替及び電話交換業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履行場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立釧路病院告示第1号に規定する北海道立釧路病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院5階会議室（郵送による場合は、郵便番号 085 - 0805 北海道立釧路病院庶務課）

- (2) 入札日時 平成15年3月3日 午前10時（郵送による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札の可否

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号
北海道立釧路病院庶務課

北海道立釧路病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
- (1) この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格であっても落札者とならない。
- (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立釧路病院庶務課
イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0805 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号
電話番号 0154 - 91 - 2121
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立釧路病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年2月14日

北海道立釧路病院長 山 口 保

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立釧路病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年2月14日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託契約
- (2) 資 格 北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上建築物の清掃事業を営んでいること。
- (5) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時30名以上雇用していること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月14日から24日までの間にしなければならない。

- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立釧路病院庶務課
イ 提出先の所在地 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立釧路病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道立釧路病院長 山口 保

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立釧路病院庁舎清掃業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履行場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成15年北海道立釧路病院告示第3号に規定する北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院5階会議室（郵送による場合は、郵便番号 085 - 0805 北海道立釧路病院庶務課）
(2) 入札日時 平成15年3月3日 午前10時30分（郵送による場合は、必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札電子入札の可否

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号
北海道立釧路病院庶務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

- (1) この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格であっても落札者とならない。
(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低

制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立釧路病院庶務課 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0805 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 電話番号 0154 - 91 - 2121 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月14日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換委託契約 (2) 資 格 北海道立紋別病院警備、事務当直及び電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備、事務当直及び電話交換事業を営んでいること (5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時15名以上雇用していること。 (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。 (7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月14日から24日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わな
道 立 紋 別 病 院 告 示	
北海道立紋別病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月14日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役	

なければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立紋別病院庶務課
イ 提出先の所在地 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立紋別病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立紋別病院告示第1号に規定する北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直

及び電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院1階別棟会議室（郵送による場合は、郵便番号 094 - 8709 北海道立紋別病院庶務課）
(2) 入札日時 平成15年3月4日 午前11時（郵送による場合は、平成15年3月3日必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 電子入札の可否

否

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているため、最低価格の入札者であっても落札者とならないことがあること。

9 契約書の作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立紋別病院庶務課

イ 所 在 地 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 01582 - 4 - 3111

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開とする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立紋別病院告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政席調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月14日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道立紋別病院（一般病棟を除く。）清掃業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院（一般病棟を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成13年2月1日以降、資格審査を申請する日までに道から一般競争入札において庁

舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等を受けていないこと。

(4) 資本金の額が500万円以上及び従業員を40名以上雇用していること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約（北海道立紋別病院（一般病棟を除く。））を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2（規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(7)までに掲げる資格を看するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日から24日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課
電話番号 01582 - 4 - 3111 内線 304

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院別棟1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 094 - 8709 北海道立紋別病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 北海道立紋別病院（一般病棟を除く。）清掃業務
平成15年3月4日 午前10時30分（郵送による場合は、平成15年3月3日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海遺規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 日 時 平成15年2月14日から24日（土曜日及び日曜日を除く。交付時間は午前9時から午後5時30分まで）
- (2) 交 付 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課
- (3) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格であっても落札者とならない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立紋別病院庶務課

イ 所 在 地 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

電話番号 01582 - 4 - 3111 内線 304

- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Cleaning of rooms in the Hokkaido Mombetsu hospital (Except the general ward)
- B . Bid tendering date and time :
10 : 30 A. M., March 4, 2003
- C . Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5 -6 -8,
Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094 -8709 Japan
Phone : 01582-4-3111 Ext. 304

道立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第4号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 調達をする物品等の名称 防災カーテン
- イ 数 量 190枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日（金）
- (4) 納 入 場 所 北海道立農業大学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地 1 北海道立農業大学校総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地 1 北海道立農業大学校会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年 2 月28日 (金) 午後 1 時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）147条から第150条までの定めるところによる。 6 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年 2 月27日 (木) 午後 5 時 (2) 提 出 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地 1 北海道立農業大学校総務部総務課 11 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当す	る額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地 1 電話番号 01562 - 4 - 2121 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	道教育庁渡島教育局告示 北海道教育庁渡島教育局告示第 2 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年 2 月14日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 渡島管内道立特殊教育諸学校警備業務委託 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (2) 契 約 期 間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで (4) 履 行 場 所 渡島管内道立特殊教育諸学校 7 校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成15年 2 月 1 日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日から24日まで（午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階東棟ミーティングルーム

(2) 入 札 日 時 平成15年3月4日（火）午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限

価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁渡島教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

渡島管内道立高等学校警備業務委託 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 渡島管内道立高等学校 17校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成15年2月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月14日から24日まで（午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階東棟ミーティングルーム

(2) 入札日時 平成15年3月4日（火）午前10時15分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁渡島教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

渡島管内道立特殊教育諸学校ボイラー等管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 渡島管内道立特殊教育諸学校 7校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成15年2月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月14日から24日まで（午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島合同庁舎4階東棟ミーティングルーム

(2) 入札日時 平成15年3月4日（火）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁渡島教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 渡島管内道立高等学校ボイラー等管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 渡島管内道立高等学校 17校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成15年2月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月14日から24日まで（午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階東棟ミーティングルーム
- (2) 入札日時 平成15年3月4日（火）午前11時45分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年2月14日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 落札に係る物品等の名称及び数量（北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入）

- | | | | |
|--------------------|---------------|------|-----|
| (1) 農林業用機械器具 | ディスクモアほか | 4品目 | 4点 |
| (2) 農林業用機械器具 | 分割まるめ機ほか | 6品目 | 10点 |
| (3) 農林業用機械器具 | フラワーコーンキーパーほか | 7品目 | 8点 |
| (4) 農林業用機械器具 | ターフカッターほか | 9品目 | 25点 |
| (5) 農林業用機械器具 | 米粒品質評価システムほか | 2品目 | 2点 |
| (6) 理化学機器・計測機器及び資材 | 全自動汎用抽出濾過装置ほか | 19品目 | 31点 |

2 落札を決定した日

(1)から(3)まで 平成14年12月18日

(4)から(6)まで 平成14年12月19日

3 落札者の氏名及び住所

- | | | |
|------------------|-----|-------------------------|
| (1)、(3)、(5)及び(6) | 氏 名 | 株式会社北海ケミカル 代表取締役 杉尾 國好 |
| | 住 所 | 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号 |
| (2) | 氏 名 | 北海道オリオン株式会社 代表取締役 太田 哲郎 |
| | 住 所 | 札幌市白石区本通18丁目北3番66号 |
| (4) | 氏 名 | 空知農材株式会社 代表取締役 大岩 義行 |
| | 住 所 | 岩見沢市西川町539 |

4 落札金額

(1) 2,520,000円

(2) 3,654,000円

(3) 7,245,000円

(4) 2,824,500円

(5) 1,995,000円

(6) 8,295,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道教育庁空知教育局告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月14日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
教育情報通信ネットワーク用CCDカメラ 99台
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成15年3月20日（木）
(4) 納 入 場 所 空知管内道立学校33校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審

査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年2月14日から24日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室 (2) 入札日時 平成15年2月28日(金)午前9時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。	(1) 提出期限 平成15年2月24日(月) (2) 提出場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 12 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126-23-2231 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第23号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成15年2月14日 北海道警察本部長 上 原 美都男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 警察官募集パンフレット 17,000部 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成15年3月14日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 道内において印刷することが可能なこと。
- (4) 平版菊全判4色機以上の規格の印刷機を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年2月14日から24日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成15年2月26日 午前9時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年1月10日 第1431号

北海道告示第32号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 行
26 49
誤 46.20m まで

正 49.20mまで

○平成15年 2月4日 第1438号

北海道告示第152号（道路の区域の変更及び供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
7	36及び38
誤	<u>227.52m</u>
正	<u>277.52m</u>

○平成15年 2月7日 第1439号

北海道渡島支庁告示第1号（一般競争入札の実施）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
35	左	15
誤	<u>平成14年</u>	
正	<u>平成15年</u>	

35	左	27
誤	<u>午後11時</u>	
正	<u>午前11時</u>	

